

 <b>座間市情報提供</b>		情報提供日
		令和6年5月27日
タイトル	「なぜ実施されないの???横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判」シンポジウム	
概要	座間市、相模原市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部に、3人の裁判官で事件を審理する「合議制裁判」や労働者と雇用主のトラブルを解決する「労働審判」が導入されていないことによる不都合事例などを題材に、パネルディスカッションを行います。	
目的、得られる効果など	市では、令和3年度から相模原市および県弁護士会と共に、横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判の実施を求める要望活動を始め、令和5年度には、管内住民などの声を直接裁判所に届けることで司法を動かすために、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」を設立しました。本協議会の活動の一環でもある管内司法問題の情報発信を行う場として本イベントを実施することで、良質な司法制度の導入に向けた本協議会の活動について、管内住民などの理解をより深めることを目的にしています。	
内容	重大な刑事事件などのほか、横浜地方裁判所相模原支部で審理を開始した後に、争点が複雑であることから、途中で合議制での審理が必要と判断された場合、横浜にある横浜地方裁判所（本庁）に回付されます。遠方での審理になることに加え訴訟期間が遅延するため、裁判に要する時間、費用が増加し、管内の住民に不都合が生じています。司法に対して日常的に関わることが少なくても、いざという時に身近で良質な裁判を受けるために、地域で声を上げることの重要性について話し合います。	
とき	7月4日（木）午後2時15分～3時40分 （午後1時50分受付開始）	
ところ	ハーモニーホール座間小ホール	
講師、パネリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調報告 神奈川県弁護士会</li> <li>・ パネリスト 本協議会役員</li> </ul>	
定員、対象者、ターゲットなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象 座間市・相模原市在住の方など</li> <li>・ 定員 300人</li> </ul>	
参加費	無料	
参加方法	当日直接会場へ	
問い合わせ先	総合政策部 市民広聴課 市民広聴係 TEL046（252）8218	